

令和7年度

能登観音埼灯台改修設計

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第一編 業務概要

- 1 業務名称 能登観音埼灯台改修設計
- 2 設計等業務場所 能登観音埼灯台：石川県七尾市（観音埼）
- 3 履行期限 契約日から令和8年3月31日まで
- 4 業務目的 本業務は、能登観音埼灯台（以下、灯台という。）が所在する敷地の現況調査を行い、改修に必要な図面の作成及び設計数量等の算出を行う。
- 5 業務概要
 - (1) 現地調査
 - (2) 樹木調査
 - (3) 明弧範囲測量
 - (4) 埋設物調査
 - (5) 灯台支持地盤の地耐力計算
 - (6) 既存擁壁の改修の検討
 - (7) 設計数量等の算出
- 6 担当部課 第九管区海上保安本部 交通部整備課
〒950-8543 新潟市中央区美咲町 1-2-1 美咲合同庁舎
TEL025-285-0118
- 7 管理事務所 七尾海上保安部 交通課
〒926-0015 七尾市矢田新町二部 173 七尾港湾合同庁舎
TEL0767-53-7118

第二編 共通仕様書

第1章 総則

1-1 適用

1. 本業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、本仕様書及び図面によるほか、下記関係文献に準じて実施する。
2. 仕様書は、相互に補完するものとする。
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第2章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が業務等の実施のため監督職員と打合せを行うことをいう。

2 監督職員

1. 発注者は、業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3 管理技術者

1. 受注者は、業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。なお、監理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類は監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合はそれに従わなければならない。

5 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果については受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

6 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

なお、業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容・部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
2. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
 3. 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

7 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計仕様書に定まる守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

8 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

9 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合は、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

10 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

11 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

12 検査

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。

13 修補

1. 受注者は、監督職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

14 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

第三編 改修設計仕様

1 設計業務の内容及び範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 現地調査

現地踏査を行い、現地の状況（地形、立地条件）、施工性の判断及び施工計画の立案に必要な現地状況を把握し、現地調査報告書を作成して監督職員に報告する。

(2) 樹木調査

① 既存樹木の調査

灯台移設予定位置に存在する樹木及び灯台機能（明弧）に支障となる樹木について、樹種、幹周及び高さ等の調査を行う。

② 伐採に係る許可、申請、届出等の有無の調査

伐採に関し、官公庁その他への手続き等についての調査を行う。

(3) 明弧範囲測量

図示する灯台移設予定位置中心の緯度経度の測量を実施する。

同位置に仮設足場（H=10.2m）を設置する。（3.6m×3.6m 足場を設ける。）

監督職員立会いのうえ、灯火中心高さ（GL=11.6m）から海上をトランシット等で視認し、明弧範囲を確定する。なお、明弧範囲の確定は監督職員により実施する。

確定した明弧範囲の方位測量を実施し、3方向（真北方向・宇出津方向・富山方向）に仮杭を設置する。

(4) 埋設物調査

図示する灯台移設予定位置付近にて試掘を行い、埋設構造物（旧事務所基礎等）の有無及び埋設深さを調査し、報告書を作成して監督職員に報告する。

(5) 灯台支持地盤の地耐力計算

図示する灯台移設予定位置にて支持地盤の地耐力計算を行う。

灯台規模等のデータは監督職員の指示による。

(6) 既存擁壁の改修の検討

改修については原則、既存擁壁は撤去のうえ新設とし、工期および工事費（経済性）等を考慮して構造等を提案のうえ、配置・構造計算等の検討を行う。

なお、既存擁壁の改修の検討を行うにあたり、簡易ボーリング調査（4カ所）を実施し、基礎資料として反映させる。ボーリング位置については監督職員と協議のうえ決定する。

(7) 設計数量等の算出

① 特記仕様書の作成

国土交通省土木工事共通仕様書に基づいて作成する。

② 改修設計図の作成

既存擁壁の改修について検討した改修案の図面を作成する。

③ 工事数量の算出

工事発注に必要な数量を算出し、工事数量調書を作成する。

④ 改修工事費の算出

工事発注に必要な改修工事費を算出し、概算工事費内訳書を作成する。

2 打合せ・報告

打合せ・報告は次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 業務完了時
- ③ 調査の途中において仕様の変更が予想される時
- ④ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

3 成果品

(1) 成果品一覧

報告書 … 2部

- ・ 調査報告書（現地調査・樹木調査・埋設物調査）
- ・ 特記仕様書
- ・ 改修設計図
- ・ 工事数量調書
- ・ 概算工事費内訳書
- ・ その他設計資料及び参考資料 一式

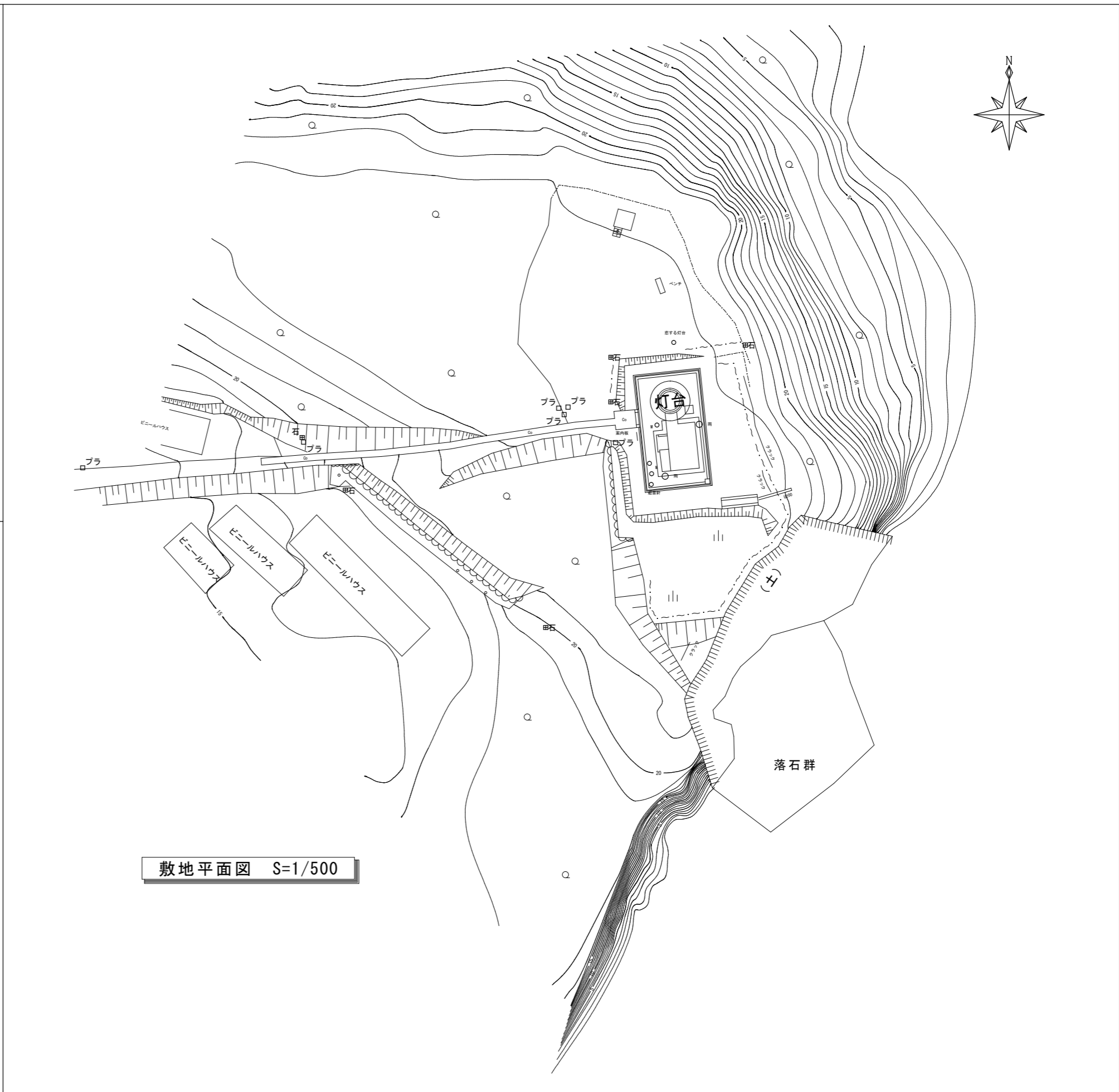
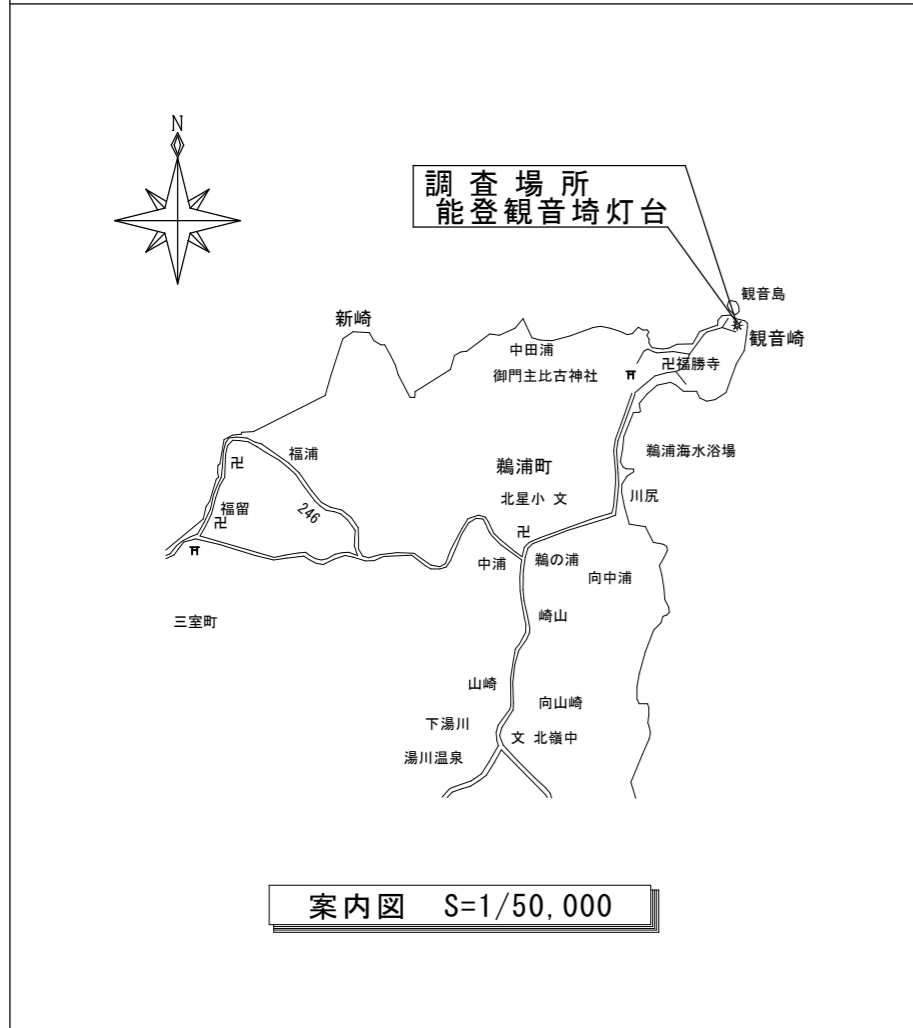
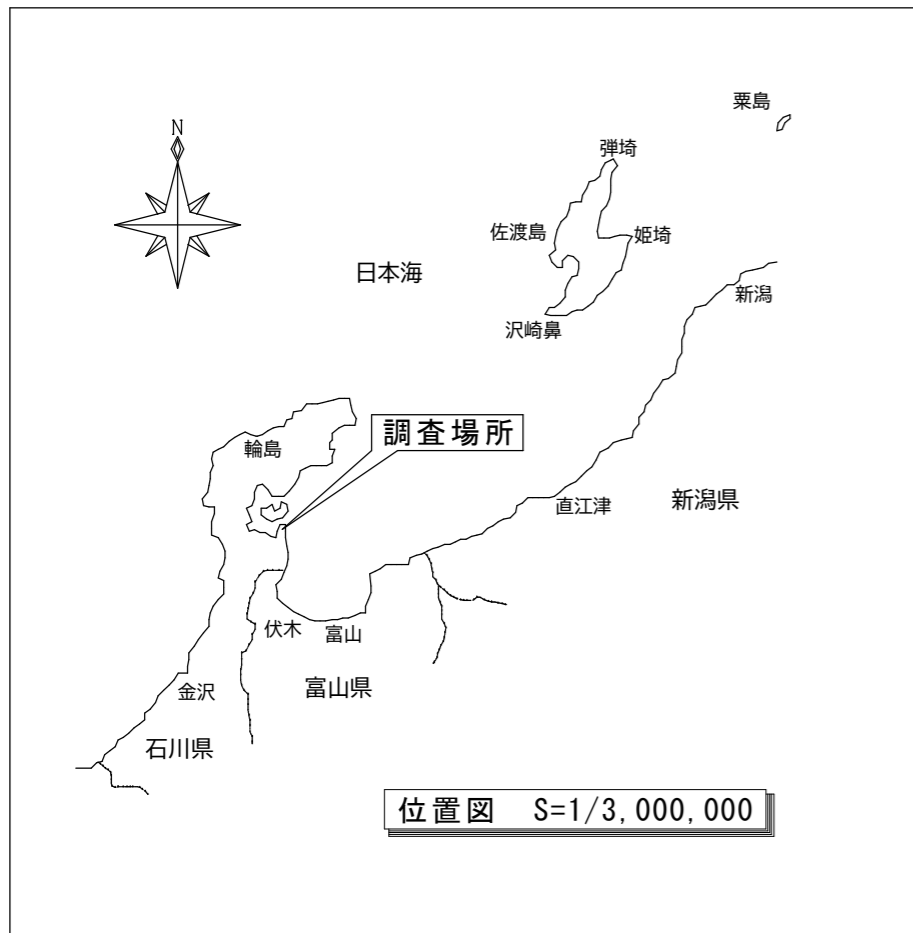
(2) 提出部数及び成果品の電子データ形式

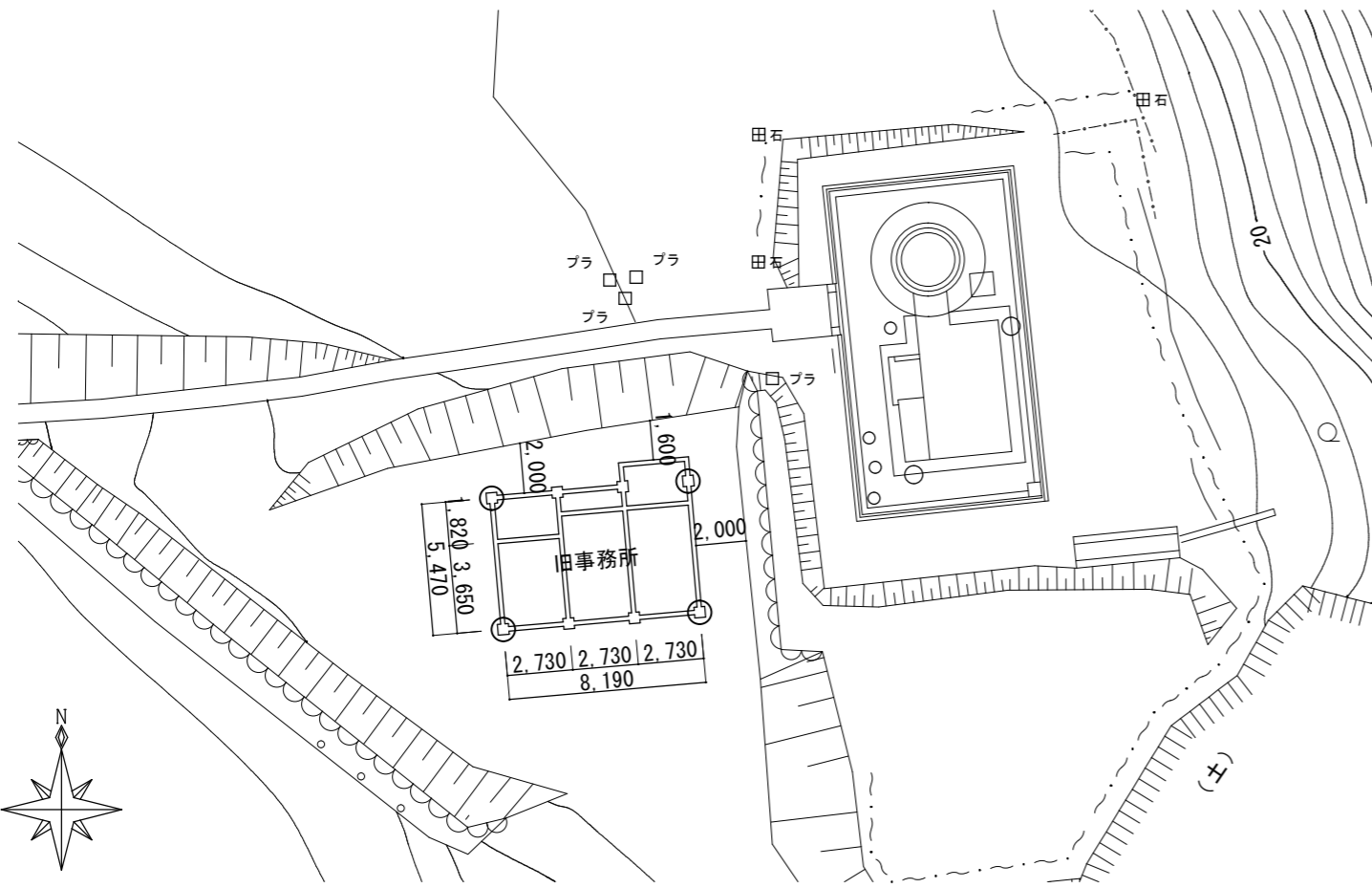
完成図書は書面(A4 チューブファイル)及び電子媒体(CD-R)にとりまとめ各2部提出する。

図面はA2版、その他の報告書等はA4版を基本とし、図面の電子データはJW_CAD for Windowsで編集が可能な形式、工事数量調書及び概算工事費内訳書はExcel形式とする。

(3) 提出場所

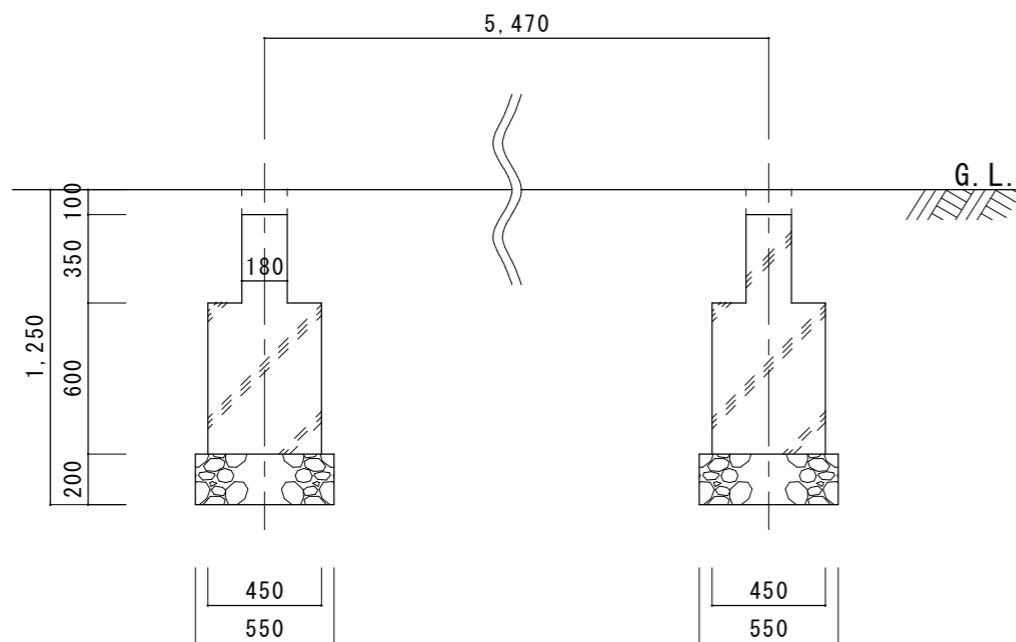
第一編 業務概要 6 担当部課による。



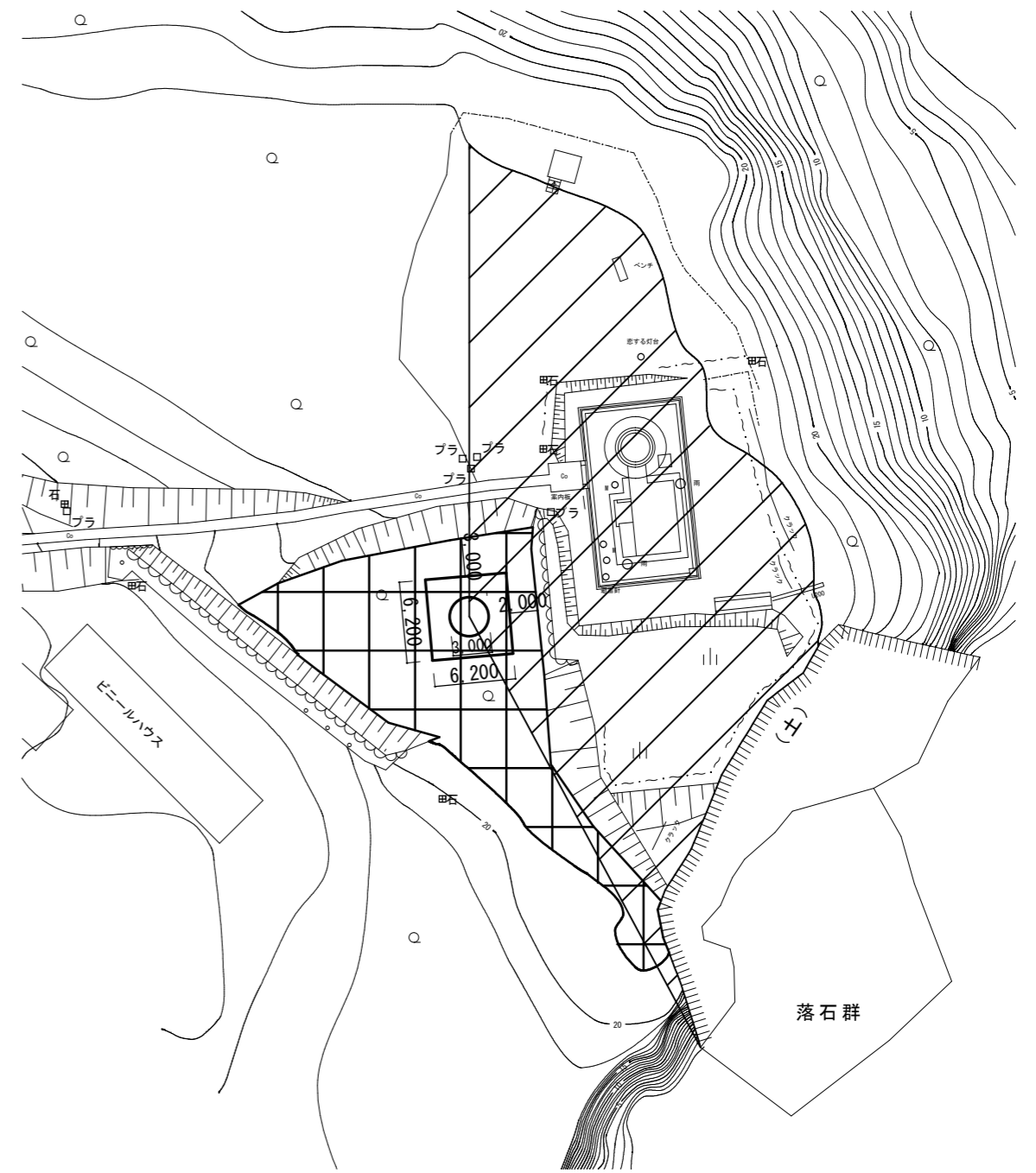


旧事務所平面図 S=1/50

○ : 埋設物調査(試掘)位置/4ヶ所
 ※法面からの位置は目安である。



基礎(西面)詳細図 S=1/30



敷地平面図 S=1/500

- : 灯台移設予定位置
- ▣ (with cross-hatch) : 移設予定位置に存在する樹木の調査範囲
- ▨ (with diagonal lines) : 灯台機能(明弧)に支障となる樹木の調査範囲